

阪南市空き地の適正管理に関する条例

昭和 6 3 年 3 月 2 8 日

条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、空き地を適正に管理することによって、住民の良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

(平 2 2 条例 2 9 ・ 一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き地 現に人が使用していない土地（相当の空閑部分を有することにより、人が使用していない土地と同様の状態にあるものを含む。）その他市長が適正に管理する必要があると認める土地をいう。

(2) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。

(3) 不良状態 雑草が繁茂し、又は廃棄物が放置されている状態の空き地であって、次のいずれかに該当すると認められる場合をいう。

ア 人の健康を害し、又は害するおそれのあるとき。

イ 災害又は犯罪の発生を誘発するおそれのあるとき。

ウ 周囲の美観を著しく害するとき。

(平 2 2 条例 2 9 ・ 令元条例 1 7 ・ 一部改正)

(管理者等の責務)

第 3 条 空き地の管理者、所有者又は占有者（以下「管理者等」という。）は、当該空き地が不良状態とならないように適正に維持管理し、常に良好な環境の保持に努めなければならない。

(平 2 2 条例 2 9 ・ 一部改正)

(改善の指導)

第4条 市長は、空き地が不良状態にあると認めるとき、又は不良状態になるおそれがあると認めるときは、管理者等に対し、期限を定めて、改善に必要な措置を講じるよう指導することができる。

(平22条例29・一部改正)

(改善の勧告)

第5条 市長は、管理者等が前条の規定による指導に従わないときは、雑草又は廃棄物の除去その他不良状態の改善に必要な措置をとるよう期限を定めて、勧告することができる。

(平22条例29・一部改正)

(立入調査等)

第6条 市長は、第4条の規定による指導又は前条の規定による勧告、第7条の規定による命令、第9条の規定による代執行を行うため必要があると認めるときは、必要な限度において職員に当該空き地に立ち入り、その状況を調査させ、又は管理者等の氏名、住所等を調査させることができる。

(平22条例29・追加、令7条例9・一部改正)

(措置命令)

第7条 市長は、管理者等が第5条の規定による勧告に従わないときは、雑草又は廃棄物の除去その他不良状態の改善に必要な措置をとるよう期限を定めて、命令することができる。

(令7条例9・追加)

(公表)

第8条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由がなく当該命令に係る措置をとらなかったときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 不良な状態にある空き地の所在地

(3) 命令によりとるべきとされた必要な措置の内容

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ当該公表に係る者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(令 7 条例 9 ・ 追加)

(代執行)

第 9 条 市長は、管理者等が第 7 条の規定による命令に従わない場合において他の手段によってその履行確保が困難であり、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認めるときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところにより、自ら空き地の管理者等がなすべき行為を行い、又は第三者に行わせ、その費用を当該空き地の管理者等から徴収することができる。

(令 7 条例 9 ・ 追加)

(委任)

第 10 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平 22 条例 29 ・ 旧第 6 条繰下 ・ 一部改正)

附 則

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 29 日条例第 29 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(阪南市環境保全条例の一部改正)

2 阪南市環境保全条例（平成 4 年阪南市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和元年 9 月 26 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 2 4 日条例第 9 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。